

岩手県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成27年岩手県告示第402号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成28年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 久慈市、遠野市、陸前高田市及び九戸郡野田村
- 2 実施した期間 平成27年4月27日から平成28年1月20日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）